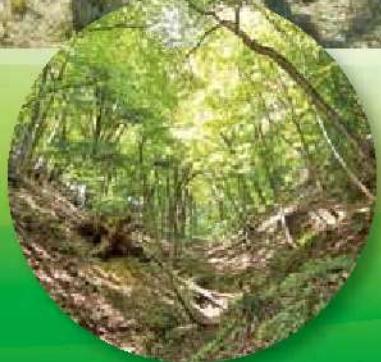


第五次 滋賀県環境総合計画



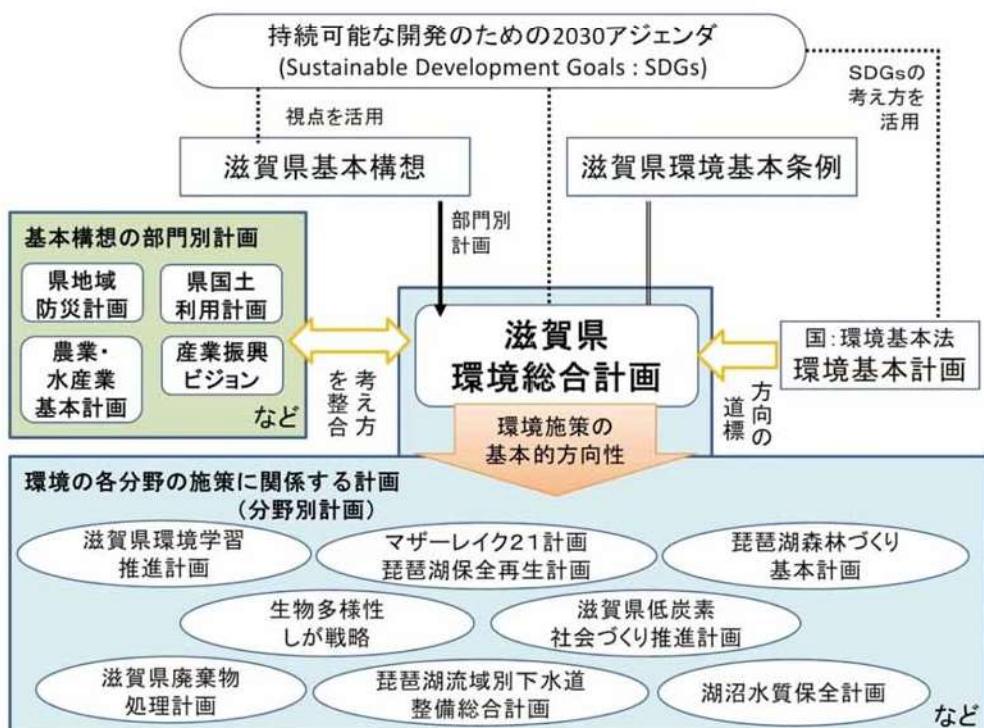
平成31年3月
滋賀県





滋賀県環境総合計画について

- 滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには定める環境行政の基本計画です。
- 環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示すものです。
- 滋賀県基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示します。
- 本格的な人口減少と高齢化の時代を迎え、長期的な視点から目標と施策の方向性を示すため、**計画期間を平成31年度(2019年度)～令和12年度(2030年度)の12年間**としており、必要に応じて見直しを行います。



このたび、環境に関する取組全般の基本的な方向性を示した「第五次滋賀県環境総合計画」を策定しました。

この計画は、経済・社会活動が環境の上に成り立つというSDGsの考え方をもとに、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」という広い視点を取り入れ、経済・社会と環境の健全な循環を目指すものです。

環境に関する様々な事業に取り組み、活力あふれる循環共生型社会の実現に向けて、一緒に頑張りましょう。

平成31年3月



外来水生生物オオバナミズキンバイの除去作業

滋賀県知事 三田 大造



> 目指す将来の姿

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む 持続可能で活力あふれる循環共生型社会

環境に影響を与える要因は、複雑化・多様化してきており、その一因として、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが考えられます。

このため、目標年次の「2030年の環境の見通し」を示した上で、

**「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、
人間が「いかに適切に環境に関わるか」**

という、より広い視点を取り入れています。



> 【計画の目標】

環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築

持続可能な社会を実現するためには、環境・経済・社会を統合的に捉える「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に活用する必要があります。

こうしたことを踏まえ、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」とし、①共生、②「守る」「活かす」「支える」、③協働の三つの視点での施策を進めます。





› 施策の方向性(各取組の内容)

「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定め、取り組みを進めています。

1

琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

1-1 琵琶湖の保全再生・活用

- 水質保全対策を継続するとともに、有機物のつながりに着目し、生態系の健全な循環を実現する保全・再生の取組を進めます。
- 在来魚介類のにぎわいの復活に向けた調査研究を推進し、その成果に基づく取組を進めます。
- 県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めます。
- 環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等のボランティア活動等を支援する仕組みづくりや「びわ湖の日」の事業展開や環境学習などを引き続き推進します。



漁船と貝曳き漁具による水草の根こそぎ除去

1-2 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮

- 特定外来生物、有害鳥獣の「増えすぎ」や希少野生動植物種の「減りすぎ」などの生物多様性の危機に対して、それらを食い止める取組を進めます。
- 地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、経済・社会活動に生物多様性への配慮を組み込む取組を進めます。
- 生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備および再造林による森林の適正な更新を行い、多様な動植物が生息する水源の森林づくりを進めます。



ヨシの刈取り作業



県民の協働による森林づくり

2

気候変動への対応・環境負荷の低減

2-1 気候変動

- CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の温室効果ガス削減対策、森林吸収等の吸収源対策に取り組みます。
- 滋賀県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、情報共有や適応策の検討・取組を進めます。
- 省エネルギー・節電に関する取組、太陽光等の再生可能エネルギーの家庭や事業所、地域等での導入に関する取組、エネルギーの効果的な活用に関する取組を進めます。



気候変動への適応策を普及するためのパンフレット

2-2 環境リスク

- 環境汚染物質の主な排出源である工場・事業場に対し、監視・指導を実施し、法令遵守や環境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や、環境事故防止の取組など、環境リスク低減のための取組を進めます。



環境団体と行政による水質事故被害拡大防止訓練

2-3 循環型社会

- 廃棄物の発生抑制 (Reduce:リデュース) と再使用 (Reuse:リユース) (以下「2R」という。)に重点を置き、排出量を減少させるとともに、再生利用 (Recycle:リサイクル) によって可能な限り処分量を減少させる3Rの取組を進めます。
- リサイクルよりも環境負荷の低減に資する2Rについて、プラスチックをはじめとした容器包装廃棄物や食品ロスの一層の削減の推進などにより、取組の強化を図ります。



環境に優しい買い物キャンペーン

3-1 環境学習

- 環境課題について気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こすとともに、行動を始めた人たちがつながって社会の課題を解決していくことで、持続可能な社会づくりが進展する、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むような取組を進めます。
- 環境学習に関する情報を一元的に把握し、効率的な情報提供や共有化に努めるとともに、地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進めます。



環境学習のギアモデル

3-2 環境とのつながり・関わり

- 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に関して普及啓発を行います。
- ビワイチやエコツーリズム等観光の振興や福祉政策などの他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図ります。
- 県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択につながる取組を進めます。



鈴鹿山系の「日本コバ」でのスノーシューハイク

3-3 環境インフラ等

- 下水道について、地震対策、浸水対策や不明水対策等、防災・減災対策に取り組むとともに、今後の改築更新費の低減、平準化を図りながら、持続可能な下水道の経営を目指します。
- 治山施設について、森林が持つ多面的機能にも着目しながら、災害に強い施設整備を進めます。

施工前



施工後



高島市朽木村井における復旧治山事業

3-4 調査研究・技術開発

- 環境に関する行政部局と県の試験研究機関で運営する「琵琶湖環境研究推進機構」において、関係機関が連携して、課題解決に向けた研究を進めます。
- 琵琶湖環境科学センター内に設置された国立環境研究所琵琶湖分室等の関係機関と連携し、琵琶湖の課題解決に向けた研究を進めます。
- 水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減に向け、継続的に環境を監視し、状況を評価するとともに、その結果を発信します。



水質調査船「びわかぜ」



船上での水質調査

4 國際的な協調と協力

- 多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組である「琵琶湖モデル」を、経済発展に伴う環境汚染が懸念されるアジア諸国を中心に発信します。
- 世界湖沼会議や世界水フォーラム等への参画を通して、世界の湖沼保全に貢献するとともに、環境保全の核となる人材を育成します。



第17回世界湖沼会議(平成30年10月)

「琵琶湖モデル」とは?

琵琶湖の環境保全において、石けん運動をはじめとする県民の努力、富栄養化防止条例の制定等による排出規制、下水道等環境インフラの整備などの公共事業、事業者による技術開発と排出削減等により、琵琶湖に流入する栄養塩が削減され、水環境が改善されました。

このような取組に見られるような、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を、滋賀県では「琵琶湖モデル」と呼んでいます。



合成洗剤の追放を目指した石けん運動(1970年頃)



「しが水環境ビジネス推進フォーラム」
チームロゴ

滋賀県における水環境関連の産業・研究機関の集積や、これまでの琵琶湖での水環境保全の取組を活かした水環境ビジネスの展開を図るために設立した官民連携のプラットフォームです。



「琵琶湖森林づくりパートナー」
シンボルマーク

琵琶湖森林づくり条例に基づく県民全体で支える森林づくりの一環として、企業・団体の方々が森林所有者と協定を結び、森林整備に参画をいただいている。



「琵琶湖ルール」ロゴマーク

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減することを目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づくルールです。



「環境こだわり農産物」認証マーク

化学合成農薬等の使用量を削減とともに、灌水の流出防止など、環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が認証するマークです。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



「滋賀発低炭素ブランド」ロゴマーク

「滋賀から低炭素社会の花を咲かせよう」花を咲かせるためにはきれいな水と澄んだ空気が必要です。豊かな自然を守り、持続可能な発展を遂げるため、低炭素ブランドを通じて、低炭素社会への転換を進めましょう。



「しが生物多様性取組認証」マーク

滋賀県では、生きものを守り、自然資源を持続的に利用されている事業者を応援するため、「しが生物多様性取組認証制度」を実施しています。



自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり滋賀のもんがええなあ
「おいしが うれしが」キャンペーン
ロゴマーク



「魚のゆりかご水田米」ロゴマーク

県では、魚が田んぼへと迷上できるよう魚道を設置するなど、魚にやさしい田んぼでつくられたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証しています。



地元で生産された食材を地元で消費する「地産地消」を推進する「おいしがうれしが」キャンペーンのロゴマークです。

第五次滋賀県環境総合計画(概要版)

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課(令和元年11月発行)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-3354 / FAX:077-528-4844

e-mail: de00@pref.shiga.lg.jp

<https://www.pref.shiga.lg.jp/>

この印刷物は古紙パルプを配合しています。



印刷インキは環境にやさしい
大豆油を使用しています